

豊能町公共工事の中間前金払に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の前払金に関する規則（昭和46年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づく前金払（以下「中間前金払」という。）の事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の認定)

第2条 中間前金払を受けようとする請負業者は、中間前金払認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があった場合において、規則第2条の2の各号に掲げる要件を全て満たしていると認められるときは、当該請求書の提出があった日の翌日から起算して15日（豊能町の休日を定める条例（平成元年条例第23号）第2条第1項各号に規定する休日を除く。）以内に中間前金払認定調書（様式第3号）を請負業者に交付するものとする。

(中間前金払の支払)

第3条 町長は、規則第4条の規定に基づき、請負業者から中間前金払の請求を受けたときは、適正な請求を受けた日から30日以内にこれを支払うものとする。

(中間前金払と部分払いの選択)

第4条 部分払いの対象となる工事において、請負業者は中間前金払と部分払いのいずれかを選択できるものとする。

2 請負業者は、中間前金払と部分払いのいずれかを請求するかは、契約を締結する前に、中間前金払と部分払いとの選択に係る届出書（様式第4号）を提出することにより行わなければならない、なお、届出書の提出後は、前項の規定による選択の変更は認めない。

(契約期間が複数年度にわたる契約の中間前金払)

第5条 契約期間が複数年度にわたる契約の中間前金払については、規則第2条第3項及び第5項を準用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

豊能町長様

印

記

工 事 名 称	
契約年月日	平成 年 月 日
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
契約金額	円
備 考	

(注) 工事履行報告書(様式第2号)を添付すること。

工事履行報告書

件 名			
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 （ 日間）		
日 付	平成 年 月 日 現在		
月 別	予定工程（％） （ ）は工程変更後	実施工程（％）	備 考
月末	（ ）％	％	
月末	（ ）％	％	
月末	（ ）％	％	
月末	（ ）％	％	
月末	（ ）％	％	
月末	（ ）％	％	
月末	（ ）％	％	
月末	（ ）％	％	
月末	（ ）％	％	
月末	（ ）％	％	
月末	（ ）％	％	
月末	（ ）％	％	
(記載欄)			

現場代理人	主任技術者 (監理技術者)

(注) 1. 報告は、月報を標準とする。
2. 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
3. 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

中間前金払認定調書

様

豊能町長

印

下記の工事について、その進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名 称	
契約年月日	平成 年 月 日
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
契約金額	円
備 考	

中間前金払と部分払いとの選択に係る届出書

豊 能 町 長 様

請負業者 住 所
商号又は名称
代表者職指名 印

豊能町公共工事の中間前金払に関する取扱要綱第 4 条第 2 項の規定により、下記の工事について、（☐中間前金払 ☐部分払い）を選択しますので、届け出ます。

記

工 事 名 称	
契約年月日	平成 年 月 日
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
契約金額	円
備 考	